

議案第 24 号

調布市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 27 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

保険料率を改めるとともに、保険料の減額の特例適用期間を延長するほか、
所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市介護保険条例の一部を改正する条例

調布市介護保険条例（平成12年調布市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「介護予防サービス，同条第14項」を「介護予防サービス，同条第12項」に，「第18項」を「第16項」に改める。

第7条第1項中「第115条の48」を「第115条の49」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め，同条第1号中「2万8，800円」を「3万1，200円」に改め，同条第2号中「2万8，800円」を「3万9，000円」に改め，同条第3号中「4万3，200円」を「4万6，800円」に改め，同条第4号中「5万7，600円」を「4万9，920円」に改め，同条第10号中「11万5，200円」を「16万5，360円」に改め，同号を同条第13号とし，同条第9号中「10万3，680円」を「13万7，280円」に改め，同号イ中「に該当する」を「又は次号イに該当する」に改め，同号を同条第11号とし，同号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 14万9，760円

ア 合計所得金額が1，500万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって，その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用された場合において保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る者を除く。）に該当する者を除く。）

第8条第8号中「9万2,160円」を「11万8,560円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「,次号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「8万640円」を「10万6,080円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「,第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「7万2,000円」を「7万8,000円」に改め、同号イ中「第8号イ又は第9号イ」を「第9号イ,第10号イ,第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 9万3,600円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用された場合において保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る者を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

第8条第5号中「6万3,360円」を「6万8,640円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「第7号イ,第8号イ又は第9号イ」を「第8号イ,第9号イ,第10号イ,第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万2,400円

第10条第3項中「ハ」を「ニ」に、「又は第6号ロ」を「,第6号ロ,第7号ロ,第8号ロ又は第9号ロ」に、「第6号まで」を「第9号まで」に改める。

附則第8条の見出し中「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同条各号列記以外の部分中「平成26年度」を「平成29年度」に、「第3号」を「第2号及び第3号」に、「においては,」を「においては」に、「第2号」を「第2号,平成18年度から平成26年度までの各年度においては介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第397号）による改正前の令第39条第1項

第 3 号」に改める。

附則第 9 条を附則第 10 条とし、附則第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第 9 条 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 14 条第 1 項の規定により、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間を行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市介護保険条例第 8 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料率について適用し、同年度前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。